

令和8年度 第1回埼玉県感染症対策連携協議会 次第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和8年度のスケジュールについて

(2) 部会の委員改選等について

3 閉 会

[配布資料一覧]

埼玉県感染症対策協議会 委員名簿

資料 1 令和 8 年度のスケジュールについて

資料 2 部会の委員改選等について

参考資料 1 【参考】連携協議会及び各部会について

参考資料 2 【参考】埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱

埼玉県感染症対策連携協議会 委員名簿

任期：令和9年3月31日まで

No.	団体等	役職	氏名	備考	No.	団体等	役職	氏名	備考
1	一般社団法人埼玉県医師会	会長	金井 忠男		14	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	関森 初義	
2	一般社団法人埼玉県医師会	副会長	丸木 雄一		15	一般社団法人 埼玉県訪問看護ステーション協会	会長	白石 恵子	
3	一般社団法人埼玉県医師会	常任理事	松山 眞記子		16	埼玉県消防長会	会長	和田 浩司	新任
4	一般社団法人埼玉県医師会	さいたま市与野医師 会 会長	岩崎 彩		17	埼玉県市長会	富士見市長	星野 光弘	
5	一般社団法人埼玉県歯科医師会	比企郡市歯科医師 会 専務理事	浅野 聖子		18	埼玉県町村会	上里町長	山下 博一	
6	一般社団法人埼玉県薬剤師会	常務理事	武笠 真由美		19	さいたま市	保健衛生局 保健所長	桑島 昭文	
7	公益社団法人埼玉県看護協会	会長	澤登 智子		20	川越市	保健所長	丸山 浩	
8	公益社団法人埼玉県栄養士会	副会長	前川 哲雄	新任	21	川口市	保健所長	岡本 浩二	
9	国際医療福祉大学大学院	教授	坂木 晴世		22	越谷市	保健所長	青木 龍哉	
10	埼玉医科大学病院	病院長	篠塚 望		23	埼玉県	保健医療部長	縄田 敬子	
11	埼玉県公の病院協議会	自治医科大学附属 さいたま医療センター センター長	遠藤 俊輔		24	埼玉県	衛生研究所長	本多 麻夫	
12	一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会	会長	池田 徳幸	新任	25	埼玉県	東松山保健所長	荒井 和子	
13	埼玉県発達障害福祉協会	評議員	内田 常子		26	埼玉県教育委員会	副教育長	佐藤 卓史	

(敬称略 令和8年4月1日現在)

令和8年度のスケジュールについて

資料1

	連携協議会	対策推進部会	行動計画部会	医療提供体制検討部会	県(感対課)
令和8年3月					
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度スケジュール ・行動計画部会委員改選 				
5月					
6月					<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画中間見直し案(素案)作成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画中間見直し案(素案)報告 ・報告(市町村計画、訓練・研修予定、DX化等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画中間見直し案(素案)審議 ・患者搬送体制の状況報告 ・報告(訓練・研修、協定締結) ・年度スケジュール報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度スケジュール報告 ・報告(市町村計画、DX化) 		
8月					
9~10月					<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画中間見直し案公表
11月					<ul style="list-style-type: none"> ・入院調整訓練実施
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画中間見直し最終案報告 ・協定締結等進捗状況報告 			
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画見直し最終案報告 ・進捗管理状況報告(訓練・研修、DX化等) ・医療提供体制検討部会検討状況報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・DX化の推進状況報告 ・その他計画の進捗状況報告 ・医療提供体制検討部会検討状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 【入院調整訓練実施後】 ・入院調整訓練結果を踏まえた見直し検討 	
2~3月					<ul style="list-style-type: none"> (・予防計画見直し案を上程)

部会の委員改選等について

資料2

新型インフルエンザ等対策行動計画部会(任期:2年)の委員の改選について

令和6年度～令和7年度

任期:令和6年6月5日～令和8年3月31日

氏名	所属・役職
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 参与
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 名誉教授
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 教授
讃井 将満	自治医科大学 教授
澤登 智子	埼玉県看護協会 会長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授
池田 一義	埼玉県商工会議所連合会 顧問



【改選案】令和8年度～令和9年度

任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日

氏名	所属・役職	備考
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 参与	
金井 忠男	埼玉県医師会 会長	
君塚 善文	防衛医科大学校 教授	新任
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 教授	
讃井 将満	自治医科大学 教授	
澤登 智子	埼玉県看護協会 会長	
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長	
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授	
池田 一義	埼玉県商工会議所連合会 顧問	

部会の委員改選等について

資料2

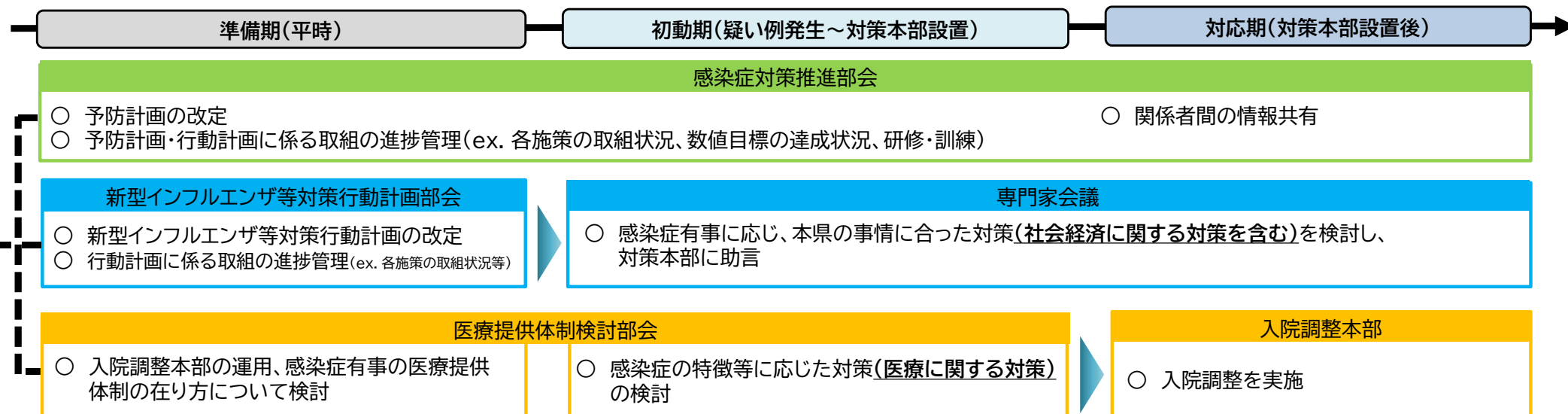
感染症対策推進部会の委員変更について

No.	団体等	役職	氏名	備考	No.	団体等	役職	氏名	備考
1	一般社団法人埼玉県医師会	副会長	丸木 雄一		15	一般社団法人 埼玉県訪問看護ステーション協会	理事	羽二塚 園子	
2	一般社団法人埼玉県医師会	常任理事	桃木 茂		16	一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会	常務理事 兼事務局長	金子 亮	
3	一般社団法人埼玉県医師会	常任理事	高木 学		17	一般社団法人 埼玉県ベストコントロール協会	会長	石井 真	
4	一般社団法人埼玉県医師会	大宮医師会 理事	森田 芙路子		18	埼玉県消防長会	救急部会 事務局長	久保 賢一	
5	一般社団法人埼玉県歯科医師会	比企都市歯科医師会 専務理事	浅野 聖子		19	埼玉県市長会	常勤理事 兼事務局長	山野 隆子	
6	一般社団法人埼玉県薬剤師会	常務理事	武笠 真由美		20	埼玉県町村会	常勤理事 兼事務局長	富岡 茂雄	
7	公益社団法人埼玉県看護協会	常務理事	各務 初恵		21	さいたま市	地域医療課長	堤 俊太郎	
8	公益社団法人埼玉県栄養士会	常任理事	関口 礼子		22	川越市	保健医療 推進課長	菊地 大介	新任
9	国際医療福祉大学大学院	教授	坂木 晴世		23	川口市	保健所管理課副主幹 兼統括保健師	田辺 香苗	新任
10	埼玉医科大学病院	院長補佐(感染対策担 当)感染対策室長	樽本 憲人		24	越谷市	感染症保健 対策課長	山越 陽子	
11	埼玉県公的病院協議会	自治医科大学附属さいたま 医療センター 小児科 科長	田村 大輔		25	埼玉県	感染症 対策課長	関口 大樹	新任
12	一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会	副会長	神戸 章		26	埼玉県	衛生研究所 副所長	岸本 剛	
13	埼玉県発達障害福祉協会	災害対策委員会 副委員長	那須野 豊		27	埼玉県	狭山保健所 副所長	小口 千春	
14	埼玉県ホテル旅館 生活衛生同業組合	副理事長 兼専務理事	橋本 和久		28	埼玉県教育委員会	保健体育課長	山之内 正隆	新任

連携協議会及び各部会について

参考資料1

埼玉県感染症対策連携協議会



埼玉県感染症対策連携協議会

- 感染症発生の予防及びまん延防止のための施策の実施に当たり、関係機関の連携協力体制の整備を図るため、感染症法第10条の2第1項の規定に基づき、令和5年度に設置した。
- 連携協議会の下に「感染症対策推進部会」、「新型インフルエンザ等対策行動計画部会」及び「医療提供体制検討部会」の3つの部会を設置しており、各部会においてより実態に即した具体的な議論を実施している。
- 連携協議会設置要綱に基づき、部会の委員や所掌事務は連携協議会で決定する。

取組内容について

- 令和7年度は、県行動計画ガイドライン作成に向けた議論を行い、令和7年8月に当該ガイドラインを作成するとともに、予防計画及び行動計画に基づく県の取組の進捗管理を行った。また、医療提供体制検討部会を中心に、次の感染症有事における病床確保や入院調整に関する取組の方針を協議した。
- 令和8年度は、国の動向を注視しながら、県の予防計画の中間見直しに係る検討を行う。また、業務マニュアルの整備など、新興感染症発生時の対応に関する具体的な議論を実施していく。

埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第10条の2第1項、第2項及び第3項に定める感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備等を図るため、感染症法第10条の2第1項の規定に基づき、埼玉県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染症法第10条第1項に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 予防計画及び行動計画の推進に関すること。
- (4) 感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の所掌する事項及び構成員等は、協議会において定める。

3 部会長及び副部会長は会長が指名する。

4 部会長は、会務を整理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を行う。

6 部会の運営については、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「構成員」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、保健医療部感染症対策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 3 1 日から施行する。
- 2 協議会設置初年度の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

別表（第2条関係）

埼玉県感染症対策連携協議会構成団体

医療関係団体	埼玉県医師会
	埼玉県歯科医師会
	埼玉県薬剤師会
	埼玉県看護協会
	埼玉県栄養士会
	埼玉医科大学病院
	埼玉県公的病院協議会

関係団体	埼玉県老人福祉施設協議会
	埼玉県発達障害福祉協会
	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合
	埼玉県訪問看護ステーション協会

行政	埼玉県
	埼玉県教育委員会
	さいたま市
	川越市
	川口市
	越谷市
	埼玉県消防長会
	埼玉県市長会
	埼玉県町村会